



“香南市引越し支援事業補助金”



Uターンや二段階移住で香南市へ移住する方に引越し費用の一部を補助します。

■ 補助対象者 ■ (※転勤や入学、通学の理由による方は対象外)

● Uターン者 (香南市に5年以上の居住歴があり、下記のいずれかに該当する方)

- ア 香南市内に住所を有していない方で、高知県外に1年以上居住している方
- イ 香南市内に住所を有して1年を経過しない方で、住所を有する前に高知県外に1年以上居住していた方
- ウ 高知県外に所在する大学又は専修学校に1年以上在学していた方

● 二段階移住者 (高知県外 → 高知市〈一段階目〉 → 香南市〈二段階目〉)

- ア 高知市が発行するお試し移住者を証明するもの(お試しパスポート)の交付を受けている方で、香南市の空き家バンク物件を利用して移住する方
- イ 高知県外から高知市へ移住後2年以内に、香南市の空き家バンク物件を利用して移住する方

※その他にも補助要件がありますので、詳しくは地域支援課までお問い合わせください。



■ 補助金額 ■

● Uターン者 50,000円(上限) ● 二段階移住者 30,000円(上限)

- ・補助対象となる経費は、平成31年1月1日以降に引越し事業者や運搬業者に依頼して行った県外からのUターンや二段階移住に係る荷物の運搬に要する経費(業者に支払った引越し費用)
- ・補助金額は、補助対象経費と補助限度額のいずれか低い方の額(千円未満切り捨て)

■ 申請期限 ■ (※1回限り)

- ・補助金の交付の申請は、引越しの完了日(領収書の日付)又は香南市への転入日(住民票異動日)のいずれか遅い日から3カ月以内



【問い合わせ】

香南市地域支援課 定住応援係

電話：0887-57-8503

E-mail：chiiki@city.kochi-konan.lg.jp